

定期報告を要する特定建築物、建築設備及び防火設備

用途		特定建築物		建築設備（注3）	
		規模等（A：用途欄の用途に供する部分の床面積の合計）	報告の時期	規模等	報告の時期
1	劇場、映画館又は演芸場	・ A が 200 m ² 以上のもの（注1）	令和8年 6月～ 12月 以降、 3年ごと	特定建築物 に同じ （共同住宅 及び寄宿舍 を除く。）	毎年 6月～ 12月
2	観覧場（屋外に避難上有効に開放されているものを除く。）、公会堂又は集会場	・ A が 500 m ² 以上のもの（注1） ・ A が 200 m ² 超 500 m ² 未満で①～③のいずれかに該当するもの（注2） ① 3階以上の階の A が 100 m ² 超のもの ② 地階の A が 100 m ² 超のもの ③ 客席の A が 200 m ² 以上のもの			
3	病院、診療所（患者の収容施設があるものに限る。）、高齢者等の就寝用途（注4）	・ A が 300 m ² 以上のもの（注1） ・ A が 200 m ² 超 300 m ² 未満で①・②のいずれかに該当するもの（注2） ① 3階以上の階の A が 100 m ² 超のもの ② 地階の A が 100 m ² 超のもの			
4	児童福祉施設等（高齢者等の就寝用途を除く。）	・ A が 300 m ² 以上のもの（注1） ・ 3階以上の階の A が 100 m ² 超のもの（注1） ・ 地階の A が 100 m ² 超のもの（注1）			
5	ホテル又は旅館	・ A が 300 m ² 以上のもの（注1） ・ A が 200 m ² 超 300 m ² 未満で①・②のいずれかに該当するもの（注2） ① 3階以上の階の A が 100 m ² 超のもの ② 地階の A が 100 m ² 超のもの	令和6年 6月～ 12月	特定建築物 に同じ	毎年 6月～ 12月
6	下宿、共同住宅又は寄宿舍（高齢者等の就寝用途を除く。）	6階以上の階の A が 100 m ² 超のもの（注1）	以降、 3年ごと		
7	学校	・ A が 2,000 m ² 以上のもの（注1） ・ 3階以上の階の A が 100 m ² 超のもの（注1） ・ 地階の A が 100 m ² 超のもの（注1）	令和7年 6月～ 12月 以降、 3年ごと	特定建築物 に同じ （体育館を 除く。）	毎年 6月～ 12月
8	体育館、博物館、美術館、図書館、ホーリング場、スキー場、スケート場、水泳場 又はスポーツ練習場	・ A が 2,000 m ² 以上のもの（注2） ・ A が 200 m ² 超で、3階以上の階の A が 100 m ² 超のもの（注2） ・ 地階の A が 100 m ² 超のもの（注1）			
9	百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店又は物品販売業を営む店舗	・ A が 500 m ² 以上のもの（注1） ・ A が 200 m ² 超 500 m ² 未満で①・②のいずれかに該当するもの（注2） ① 3階以上の階の A が 100 m ² 超のもの ② 地階の A が 100 m ² 超のもの			
10	事務所その他これに類するもの	・ 階数が5以上で延べ面積が1,000 m ² 超のもので①・②いずれかに該当するもの（注1） ① 3階以上の階の A が 100 m ² 超のもの ② 地階の A が 100 m ² 超のもの			

